

ニュースレター第8号 — 発送のご挨拶 —

代表弁護士の宮田卓弥です。
「ニュースレター第8号」を送付させていただきます。

平素より大変お世話になっております。
皆様ますますお清栄のこととお慶び申し上げます。
今年の夏は、悪天候の日が多く、豪雨や土砂災害などの被害が各地で出ております。
過ごしにくい天気が続きますが、お体を壊さぬようご自愛下さい。



ピックアップLAW NEWS

『SNS上の匿名での誹謗中傷記事 誰が書いたか開示できる？』

—Facebook発信者情報開示処分命令—

近年、個人だけではなく会社としての利用者也増加しているSNS（ソーシャルネットワーキングサービスの略称）。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス）最大手のFacebook（フェイスブック）。たくみ法律事務所としてもページを開設しています。

本年6月上旬、首都圏のある飲食店のフェイスブックページに、店舗の従業員に対する誹謗中傷が匿名で投稿され、飲食店がフェイスブック社に、投稿者のIPアドレスなどの情報開示を求めた仮処分申請に対し、8月12日、東京地裁は**発信者情報の開示**を命じる決定をしました。フェイスブックに対する**初の開示命令**として注目されました。

SNSに限らず、ネット上に投稿された誹謗中傷などへの対策としては、**①その誹謗中傷投稿を削除する、②投稿者を探し出し損害賠償請求をする**、という二つが考えられます。

①をするだけであれば、投稿者の個人情報の開示までする必要は無く、サイト管理者を探して（これはネット上で誰でも検索できます。）削除請求（送信防止措置請求）をすれば足りるので、今回のフェイスブックの件は、依頼者が②まで求めたケースだと思われます。

②については、まず、サイト管理者に対し、IPアドレス等の投稿者情報の開示請求をします。その開示された情報を元に発信者の契約するプロバイダ会社を探し出し、そのプロバイダ会社に対して、投稿者の住所、氏名、電話番号等の開示を請求することになります。

ただ、投稿者の情報を開示する上で必要となるプロバイダ会社の保有するアクセスログの保存期間が、一般的に投稿から3～6ヶ月という**短期間**であるため、開示請求をするには書き込まれてからの**スピードが重要**となり、よく相談時には既に保存期間経過後だったという事例は多いです。

また、開示請求等は一般的に任意で開示されることは少なく、訴訟提起する必要がある**費用や時間的コストもかかってしまう**のが現状です。

相変わらずインターネットでの誹謗中傷などはその匿名性を利用して垂れ流されており、特にSNSでは、一人の書き込みが拡散することにより大きな影響を及ぼすケースも多々見られます（ツイッターでのリツイート、フェイスブックのシェア等）。

エゴサーチ（インターネットで自分の本名などを検索し評価を確認する行為）により、誹謗中傷記事を見つけた場合には、遠慮なくお問い合わせください。

（文責：壹岐弁護士）

* たくみ合宿 * in 嬉野



皆、真剣に宮田先生の話を聞いております。

実際の合宿で、議論された内容をご紹介します。

* 現状の分析 *

まずは、考え方や行動の傾向を明らかにする簡単なyes/no形式の自己分析を各自行い、その結果を集計して事務所全体としての傾向・特徴がどのようなものなのか分析しました。また、今後の業界の動向についても学びました。

* 発表 * → * 質疑応答 *

一人ずつ反省点や目標、長期計画、事務所への要望等を発表し、質疑応答により、アドバイスや具体的な対策を議論しました。

例えば、以下のような事を議論しました・・・。

- ・事務所のファンをもっと作りたい！→ブログ、FACEBOOKをもっと活用する
 - ・地域で一番の事務所になるには？→**ブランド力**を付ける為に、ジャンル問わず**一流の人**に学ぶ
 - ・ノウハウを身につけたい→弁護士同士の情報共有の方法・ルールを明確にする。
 - ・受任数を増やすには？→案件を滞留させない。解決処理をはやく行う。
- 無駄な事務作業がないかミーティングにて皆で議論する。

客観的な視点での意見を聞く事が出来、大変勉強になりました。

* 総括 *

事務所の方向性としては**長所伸展**。自分達の強みを大切にして、楽ではないが「楽しく」働ける職場を作り、「**楽しい**」の次元を高めたいと思います。

そして、依頼者の方々への**究極のサービス**を実現していきたいと思っております。

* 各々目標を設定 *

今後、対個人的な目標と、組織に対しての目標を、其々3つ掲げることとなりました。

前向きに取り組んでいく所存でございます。

今後ともよろしくお願いいたします。



* 両手に花火 *



久しぶりの花火です！



橋がライトアップされてました。

たくみセミナー 開催予定表

	セミナーテーマ(前半期)	日程
第5回	「保険業法改正に伴う保険募集人の体制整備ーどこまですれば大丈夫？ー」(予定)	10月23日(木) 19時～

雑記帳 研修(テーマ:むちうち)

事務員も、もっと、交通事故と傷病に関する知識を深めようと、研修(勉強会)が行われました。先生方より、**ムチウチ**について教えて頂きました。経験をふまえた直接のレクチャーは分かりやすく、質問等も出来て、大変ためになりました。

今後も、その他傷病や、保険について等を題材に、定期的に行えたらと思っております。



弁護士法人

(旧 宮田法律事務所)

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル(平日9:00~18:00)

☎ 0120-043-211

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分

西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分

地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分

都市高速天神北ICより車で5分